

取り組むことが必要である。

地方自治確立対策ワーキンググループは、このような認識に基づき、地方自治関係者が納得できる改革を実行するため、平成17年度においては最低限、次の事項に留意することが必要であると考え、ここに緊急提言するものである。

1 税源移譲について

- (1) 三位一体の改革は、税源移譲を軸として取り組むべきである。平成16年度に実施された税源移譲は必ずしも十分とは言えないが、その成果を踏まえて、税目、総額、実施方法、年度などの全体像を、まず明示するべきである。
- (2) 仮に平成18年度までに4兆円規模の国庫補助負担金の削減が実施されるとすれば、それに見合う、3兆円程度の税源移譲が必要である。
- (3) 移譲対象となる税目は、基幹税であるとともに税源の偏在性が小さく、課税客体、納税義務者が共通するものが望ましいことから所得税

から個人住民税への移譲が行われるべきであり、政府として、そのための具体案を早急に検討し、明らかにすべきである。

(4) まず何よりも、税源移譲の姿を具体化する必要性は、地方分権推進委員会以来の分権改革の中で強調されてきたことであり、三位一体の改革の本来の趣旨に沿う措置であることから、国として推し進めていくべきものである。

(5) 地方は、税源移譲された公立保育所運営費などを生かし、保育所の待機児童を減らす形などで生活改善の効果を示し、税源移譲の意義を国民に明示することが望まれる。

一方、国は、必置規制、基準の義務付けなどを見直し、地方の自己決定権を確立することで、税源移譲の効果が最大となるよう努めるべきである。

2 地方交付税改革について

(1) 平成 16 年度は地方交付税改革の名のもとに、地方財政計画におけ

る投資的経費（地方単独事業費）の決算乖離の解消等を理由として地方交付税総額の削減が急激に行われ、その結果、地方の財政運営に支障を来たすことになった。

（２）地方交付税の改革、特に地方財政計画の見直しについては、国は地方の実情を踏まえて取り組むべきであり、例えば、削減に伴う緩和措置を盛り込むなど、地方の財政運営の実態に即した見直しを行っていくべきである。

（３）「地方分権推進のための「地方税財政改革」」（いわゆる「麻生プラン」）における所要一般財源総額を平成１６年度の水準に維持すべきとの主張は、平成１７年度以降の改革に対する地方の不安感を払拭するためと思われるが、なぜ、その水準で一般財源総額が必要とされるのか、その根拠をより明確にすべきである。

3 地方間の財源調整について

(1) 所得税を軸とした税源移譲にあわせて、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直しなどの改革を行った場合の地方間の一般財源の偏在の実態についてシミュレーションを行い、それを基に財源調整のあり方を検討すべきである。

(2) 「麻生プラン」においては、法人事業税の分割基準の見直しや、不交付団体の補助金制限が提案されているが、それと従来の地方交付税制度だけで税財源の偏在に基本的に対応できるかについて明確にするような分析が必要である。

それによって、新たな地方財政調整制度が必要と考えられる場合には、早急に検討を開始すべきである。

4 国の財政再建と三位一体の改革との関係について

(1) 三位一体の改革は、分権改革を通じて国と地方の足腰を強化し、財政再建にも寄与するものであるが、地方が国の財政再建が前面に出た

改革と受け止めていることは、改革の進め方に問題があると言わざるを得ない。

三位一体の改革の本来あるべき姿を明確にするためにも、国民負担水準のあり方を含めた国民的議論を起こし、国が自らの責任において積極的かつ早急に、国の財政再建計画を明らかにすべきである。

(2) 公債を財源とする公共事業関係補助金の廃止・縮減については、事業実施に当たって国が公債発行を決定してきたことに鑑み、引き続き実施することが真に必要なものは、たとえ財源が建設国債であったとしても地方への税源移譲の検討対象とすべきである。

地方自治確立対策ワーキンググループは、地方自治確立に資する三位一体の改革が、地方分権の理念に沿った改革となるよう、今後もその動向に注視していく。

また、分権改革は三位一体の改革にとどまることなく、平成19年度以降も引き続き継続されるべきものであることを強調しておきたい。

地方自治確立対策委員会・

地方自治確立対策ワーキンググループ委員

座長 金澤 史男 横浜国立大学経済学部教授

木村 陽子 地方財政審議会委員

小西 砂千夫 関西学院大学大学院経済学研究科教授

小早川 光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

田嶋 義介 島根県立大学総合政策学部教授

水城 武彦 NHK解説委員

持田 信樹 東京大学大学院経済学研究科教授